

「スローライフ京都」^{プロジェクト}大作戦 募集要領



京都市都市計画局歩くまち京都推進室

1. 目的

京都市では、人と公共交通優先の「歩いて楽しいまち」の実現に向けて、本年1月に「歩くまち・京都」憲章を制定し、憲章の理念を具体的に実現するために、「歩くまち・京都」総合交通戦略を策定しました。

戦略では、既存の公共交通を「世界トップレベルの使いやすい公共交通」にする「既存公共交通」の取組、歩く魅力を最大限に味わえるよう「歩行者優先のまち」をつくる「まちづくり」の取組、一人ひとりのライフスタイルを「クルマ」ではなく「歩くこと」を中心としたものへと促す「ライフスタイル」の取組の3つの取組により「歩くまち・京都」の実現を目指しています。このうち、「ライフスタイル」の取組では、市民・観光客・事業者の皆様に、歩くことを中心としたライフスタイルを呼びかけていく、様々な「コミュニケーション施策」を「スローライフ京都」^{プロジェクト}大作戦（モビリティ・マネジメント※）として“大規模”に展開します。

このたび、「スローライフ京都」^{プロジェクト}大作戦に参加し、京都市と連携して、歩くことを中心としたライフスタイルへの転換を目指す事業を募集します。

※モビリティ・マネジメントとは、「かっこいいクルマの使い方」を考えて実践していただくため、例えば、交通手段の出すCO2排出量の比較などを盛り込んだ動機付け情報や、個人の交通行動を考えるうえで最もわかりやすい情報である公共交通利用促進マップ、交通行動に関するアンケート、さらにその結果のフィードバックなどを活用したコミュニケーションを図り、自発的な交通行動の変化を促す取組です。

2. 募集する事業について

募集により、「1. 目的」に添った事業について、広く企画の提出を求めるものであり、応募のあった事業について審査を行った上で、選定された事業に対して実施を支援します。

（1）募集する事業

「歩くまち・京都」総合交通戦略の「スローライフ京都」^{プロジェクト}大作戦の趣旨に合致したものであり、今後、応募者が独自に事業の継続を目指すものであることを条件とします（従来から実施されている事業は対象外となります。）。

事業には、実施計画の策定から効果分析・評価までを含みます。

（2）対象団体

地域団体、大学、企業、NPO法人 等

(3) 実施期間

平成22年9月中旬から平成23年1月末頃までとします（2月末までに実施結果のとりまとめが可能な期間とします。）。

(4) 実施体制

応募用紙に実施関係者の役割分担を予め記入していただきます（実施に当たっては、京都市と連携し、応募者が必要に応じて相応しい役割を果たすことが前提となります。）。

3. 事業に対する支援

本募集による事業に対する支援費用には、事業に係る実施計画の策定費用、実施体制の運営費用、事業実施費用、各種調査のための費用、効果分析・評価のための費用などが対象となります。施設整備費については対象となりません。

本募集により支援する額は、一件当たり上限500万円です（予算の制約により金額は調整することがあります。）。

4. 応募方法等

(1) 応募方法

応募の際には、応募代表者が応募用紙（様式）を作成し、電子メール、FAX、郵送（1部）のいずれかで提出してください。その際、必要に応じて参考資料を添付してください。提出書類は、返却致しません。

なお、応募用紙提出後に、応募内容について確認するため、応募者に対して必要に応じて聞き取り等を実施することがあります。

(2) 募集期間

応募用紙の提出期間は、平成22年8月23日～9月6日（郵送の場合は必着）です。

(3) 提出先

- 電子メール：trafficpolicy@city.kyoto.jp
- FAX：075-213-1064
- 郵送：京都市都市計画局歩くまち京都推進室
「スローライフ京都」^{プロジェクト}大作戦 募集係
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上ル上本能寺前町488番地

(4) 相談、問合せ

応募しようとする事業内容についての相談や応募用紙の作成方法などの問合せは、「京都市都市計画局歩くまち京都推進室」で受け付けております。

5. 選定

(1) 選定方法

応募された事業は、京都市において選定します。

(2) 選定の観点

提出された応募内容に対して、以下の観点に着目して選定を行います。

- ①事業が「2. 募集する事業について」の対象要件を満たしているか。
- ②事業の実施可能性が整っているか。
- ③実施結果の評価方法、そのための調査計画が適切であるか。
- ④事業を継続的に実施する体制・方針が明確となっているか。

(3) 選定結果の連絡

選定結果は、概ね2週間の選定期間を経て、応募代表者あてに連絡します。また、選定された事業については、歩くまち京都推進室のホームページにおいて公表します。なお、選定・非選定理由については公表致しません。

歩くまち京都推進室ホームページ

<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/soshiki/9-5-0-0-0.html>

(4) 実施計画書の提出

選定された事業の応募代表者には、事業の着手に先立ち、事業内容が詳細に記述された実施計画書を提出していただきます。

(5) 支援額の決定

提出された実施計画書を基に、実施内容に応じて支援額を決定します。

6. 実施結果の報告等

実施結果に関する報告書の作成や関連資料等を提出など、実施結果のとりまとめにご協力いただきます。また、講演会等での発表や実施結果に関するアンケート調査等をお願いすることがあります。

なお、本件により実施された事業に係る報告書等は、原則としてすべて京都市に帰属するものとし、今後の「スローライフ京都」^{プロジェクト}大作戦の推進において、必要に応じて活用します。

7. 質問等

本募集要領に関する質問等は、下記問合せ先まで、電子メールか FAX でお送りください。質問等の締め切りは、平成22年9月6日 16時までとします。

問合せ先

京都市都市計画局歩くまち京都推進室

「スローライフ京都」^{プロジェクト}大作戦 募集係

電子メール：trafficpolicy@city.kyoto.jp

FAX：075-213-1064

8. 参考

○「歩くまち・京都」憲章の制定及び「歩くまち・京都」総合交通戦略の策定について

<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000075185.html>

○日本モビリティ・マネジメント会議（JCOMM）

<http://www.jcomm.or.jp/>

○国土交通モビリティ・マネジメントに関するパンフレット：

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/MobilityManagement/mm.pdf>